

平成23年度第1回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議会議録

日時 平成23年8月31日（水曜日）  
午後2時から午後3時30分まで  
場所 一宮保健所4階大会議室

発 言 者	
<p>一宮保健所次長 石川 明雄</p>	<p>定刻になりましたので、ただ今から、平成23年度第1回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議を開催させていただきます。</p> <p>私は、会議の進行を務めさせていただきます一宮保健所次長の石川と申します。 よろしくお願ひします。</p> <p>開会にあたりまして、一宮保健所長松本からご挨拶申し上げます。</p>
<p>一宮保健所長 松本 一年</p>	<p>一宮保健所長の松本でございますが、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>本日は、皆様には大変お忙しい中、また、残暑厳しい中ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>また、日頃は、皆様には、それぞれの立場で、愛知県の健康福祉行政の推進に対しまして格別のご理解とご支援をいただきましてありがとうございます。</p> <p>特に、昨年度は、各委員の皆様にご協力いただきまして圏域の保健医療計画を作成することができました。大変ありがとうございました。</p> <p>さて、本日の会議ですが、この目的といたしましては、圏域における保健・医療・福祉に関する施策について、関係者の皆様からご意見を賜り、さらなるその連携を図ることを目的と致しまして年2回開催しているものでございます。</p> <p>本日は、お手元の会議次第のとおり、議題1項目と、報告事項6項目となっております。議題は、病床整備計画についてでございますが、7つの医療機関から病床整備計画が提出されております。これについてご審議をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。</p>

	<p>ます。</p> <p>構成員の皆様には、折角の機会ですので、活発で忌憚のないご意見、ご提言をいただきますようよろしくお願い致します。</p> <p>本日の議題ではございませんが、この本年の3月には東日本大震災が発生いたしました。被災された皆様には心からお見舞いを申し上げますとともに一日も早い復旧と復興に協力していきたいと感じております。また、東海、東南海、南海の3連動の大地震がいつ来てもおかしくないという状況が続いております。そういういざという時には、今日ご出席の皆様のご協力のもとに協力して対応していきたいと思っておりますので、またよろしくお願い致します。</p> <p>また、今日ご出席の皆様の共通の願いというのは、地域のみなさん、みんなの健康・安全・安心だと思っております。そうした共通の願いに向かって共に考え、共に行動していくことを切にお願い致しまして開会にあたってのあいさつとさせていただきます。</p> <p>本日は、どうかよろしくお願い致します。</p>
<p>一宮保健所次長 石川 明雄</p>	<p>次に資料の確認をさせていただきます。</p> <p>事前に、会議次第・資料2～資料6・開催要領・構成員名簿を配布させていただきました。</p> <p>また、本日は、配席図・出席者名簿・取扱注意と記載してあります資料1を配布させていただきました。</p> <p>もし、不足しているものがございましたらお知らせくださるようお願いいたします。よろしいでしょうか</p>
<p>一宮保健所次長 石川 明雄</p>	<p>次に、本日ご出席いただきました構成員の皆様をご紹介するのが本来でございますが、時間の関係もございませぬので、お手元の出席者名簿及び配席図によりご紹介に代えさせていただきますので、よろしくお願い致します。</p>
<p>一宮保健所次長 石川 明雄</p>	<p>次に、議事に入ります前に、会議の公開、非公開についてお諮りします。</p>

<p>一宮保健所次長 石川 明雄</p>	<p>本会議の開催要領第5条第1項におきまして、「会議は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例第7条に規定する不開示情報が含まれる事項について議題とする場合又は会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、当該会議がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときはこの限りでない。」と規定されております。</p> <p>議題1 「病床整備計画について」は、個別の医療機関の医療機能に関する具体的な検討であり、愛知県情報公開条例第7条に規定する、「法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると思われまますので、非公開としたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では、議題1につきましては、非公開とさせていただきます。</p> <p>なお、会議資料及び議事要旨は、不開示情報が記載されている部分を除き公開とさせていただきます。</p> <p>また、資料1につきましては、会議終了後、回収させていただきますので、机に置いたままでご退席くださいますようお願いいたします。</p>
<p>一宮保健所次長 石川 明雄</p>	<p>次に、会議の議長の選任をお願いします。</p> <p>「開催要領」の第4条第2項により、「会議の議長は、会議の開催の都度、互選により決定する。」こととなっておりますが、前回の本会議におきまして一宮市医師会長の野口様にご就任していただいておりますので、今回もお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>一宮保健所次長 石川 明雄</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、一宮市医師会長の野口様に議長をお願いします</p>

<p>一宮市医師会長 野口 良樹(議長)</p>	<p>ることと致します。</p> <p>それでは、議長さんからご挨拶をいただき、以後の会議の取り回しにつきまして、よろしくお願ひ致します。</p> <p>皆様、こんにちは。</p> <p>只今、議長に選任されました一宮市医師会の会長を務めております野口です。</p> <p>よろしくお願ひします。</p> <p>今、保健所長さんも言われましたように、東日本大震災、原発の復興とちょうど内閣も変わりましたのでそれに向けて早く仕事を始めていただくことを願っておりますが、皆様も同じ思いであると思います。本日はお忙しい中よろしくお願ひしたいと思ひます。傍聴者の方は、今日はみえないということですので、早速ですが、議題1に入りたくと思ひますが、議題1は、病床整備計画ということで、総合大雄会病院・上林記念病院・いまいせ心療センター・尾西記念病院などその他医療機関の病床整備計画について、委員の皆様のお意見を聞くこととしておりますので、大変恐縮ではありますが、開設者であります医療法人大雄会 理事長である伊藤委員そして、上林記念病院以下3病院を含む理事長である上林委員につきましては、関係者であり、議事の間、別室でお待ちいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。</p> <p>(退席確認)</p>
<p>一宮市医師会長 野口 良樹(議長)</p>	<p>それでは、議題1「病床整備計画について」事務局から説明をお願ひします。</p>
<p>一宮保健所次長 石川 明雄</p>	<p>議題1の整備計画について説明させていただきます。</p> <p>病床整備につきましては、医療法第30条の3に基づき、都道府県において医療計画の策定が義務付けられております。お手元の資料1の裏面の平成23年3月31日現在の既存病床数等の一覧をご覧ください。表中の基準病床数及び既存病床数の一般病床及び療養病床の病床</p>

種別は、医療計画の単位となる医療圏を県下12区域と定められています。

次の基準病床数につきましては、その地域にどの程度の病床数を整備すべきかという整備目標として省令で定められた算定式に基づき医療圏ごとに算定されています。

尾張西部医療圏の基準病床数は、平成23年3月29日に公示され、一般病床及び療養病床の基準病床数は3586病床となっています。また、平成23年3月31日現在の既存病床数は3129病床となっています。

病院・診療所の病床整備につきましては、この基準病床数及び既存病床数に基づき整備することになっておりますが、現在、尾張西部医療圏におきましては457病床の整備が可能な医療圏となっております。

表面をご覧ください。平成23年度の病床整備計画に基づき、第1回の病床整備計画書の受付を6月20日から7月8日までおこないましたところ、総合大雄会病院、医療法人尾張健友会 千秋病院、愛知県厚生農業協同組合連合会 尾西病院、上林記念病院、いまいせ心療センター、尾西記念病院、医療法人六輪会 六輪病院の7病院から病床整備計画書の提出がありました。

提出されました7病院の病床整備計画書の概要について説明します。

1 総合大雄会病院は、現在、一般病床 322床の開設許可を受けていますが、今回、一般病床100床の増床計画が提出されました。

2 医療法人尾張健友会 千秋病院は、現在、療養病床96床、一般病床143床の開設許可を受けていますが、今回、一般病床55床の増床計画が提出されました。

3 愛知県厚生農業協同組合連合会 尾西病院は、現在、精神病床100床、療養病床55床、一般病床168床の許可を受けていますが、今回の増床計画書では、精神病床を49床、療養病床5床を減床し、一般病床を31床の増床を行うものです。精神病床については全県を区域と定められていることから本日の会議では審議対象外なり、今回、一般病床31床の増設計画書が提出

され、実施的には26床に増設計画となっています。

4 上林記念病院は、現在、精神病床253床の開設許可を受けていますが、今回、療養病床を新設し、療養病床197床の増床計画書が提出されました。

5 いまいせ心療センターは、現在、精神病床156床の開設許可を受けていますが、今回、療養病床を新設し、療養病床50床の増床計画書が提出されました。

6 尾西記念病院は、現在、療養病床41床、一般病床74床の開設許可を受けていますが、今回、一般病床22床の増床計画書が提出されました。

7 医療法人六輪会 六輪病院は、現在、療養病床48床、一般病床55床の開設許可を受けていますが、今回、一般病床7床の増床計画書が提出されました。

これにより、提出されました増床計画病床数の合計は457床となりました。当圏域の整備可能な病床数は457床でございます。

増床理由につきましては、病床整備計画書提出病院の概要の右側にあります増床理由及び必要性欄の記載のとおりです。

また、提出されました病床整備計画書を愛知県病院開設等許可事務取扱要領により審査いたしました。病院の審査基準にあります

- 1 病床利用率は80%以上であること
- 2 医師、看護師等について医療法の標準数を満たしていること
- 3 直近の医療監視において指摘された不具合が改善されていること
- 4 工事を必要とする場合、許可1年以内に着工の見込みがあること、資金計画においても無理な計画でないこと

4項目について審査し、医療法による構造設備の適否、経営状況等関連事項も含め適合していると判断いたしました。

なお、本日の病床整備計画につきましては、10月に開催予定の愛知県医療審議会医療計画部会において審議され、病床整備計画者に通知されることになっており

<p>一宮市医師会長 野口 良樹(議長)</p>	<p>ます。以上、病床整備計画についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどお願いします。</p> <p>ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。</p>
<p>稲沢市薬剤師会長 鵜飼 繁</p>	<p>増床可能病床数457と今回病床整備計画書457とぴったりとつじつまがあっていますが、前もってどこかで話し合いされ調整されているということでしょうか。</p>
<p>一宮保健所次長 石川 明雄</p>	<p>尾張西部医療圏として増床可能病床数457床という限りがありますので、医師会・各計画医療機関で相談調整させていただきました。</p>
<p>一宮市医師会長 野口 良樹(議長)</p>	<p>多少は先生が言われたように少しは調整させていただきました。</p>
<p>一宮市長 谷 一夫</p>	<p>この計画につきましては、保健所のほうで、計上病床を含めてチェックをして大丈夫ということでございますので異議はございません。</p> <p>1つだけ教えていただきたいのですが、基準病床数ですけれど、23.3.29でこれは変更があったのですか。従来と変わっておりませんか。どうでしょうか。</p>
<p>県医療福祉計画課 横井 満主任主査</p>	<p>基準病床と既存病床でございますが、基準病床につきましては、昨年度末、見直し公示を行いました地域医療計画のほうで、5年ごとの見直しということで新しい基準病床がきめられたものでございます。既存病床につきましては、毎年半年ごとになります。既存病床の調査を県のほうで行いまして、その病床を公表しております。それに基づきまして、年2回の病床整備スケジュールをお示めさせていただきました。計画の提出をうけて手続きをさせていただいたものでございます。</p>
<p>一宮市長 谷 一夫</p>	<p>尾張西部医療圏の、3586床という数字は、その前5年前の見直しですか。その時と比べて基準病床数が</p>

<p>県医療福祉計画課 横井 満主任主査</p>	<p>増えたのか減ったのでしょうか。どういう状況でしょうか。</p> <p>今回の見直しによりまして、他の医療圏も同様ですが、高齢人口の増加に伴いまして、かなり基準病床数のほうは各医療圏増えた形になっております。</p> <p>ちなみに、前回の見直し 18. 3. 31 公示の計画におきましては、尾張西部医療圏は、3129 床（一般・療養）でしたが今回の 23. 3. 29 見直しによりましては 3586 床という数字になっております。</p>
<p>一宮市長 谷 一夫</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>稲沢市民病院長 加藤 健司</p>	<p>尾西病院が精神病床を減らしているが、精神病床のほうは県域全体でということではいつも考えられていらっしゃるのですかね。</p> <p>この地域の精神病床の過不足というのはどんなふうにお考えか教えていただきたい。</p>
<p>県医療制度改革監 高橋 昇</p>	<p>精神病床は、基本的に 2 次医療圏が全県ということで全県 1 区で病床規制という形になります。ただし、地域ごとにどのような精神病床を持つかというところまでは実はあまり議論されていない状況です。</p> <p>ただ、昨今、精神疾患をもった方の合併症治療というものが非常に問題になりまして、これにつきましては、地域にございます総合病院的などころの精神病床これを拡充していく方向で今検討を進めているというところでは、</p> <p>この地区におきます尾西病院の精神病床の減少というのは少し不安材料であるかと思いますが、現状においては、まだこの部分で尾西病院は対応できる。</p> <p>今、聞いているところでは、慢性期の精神疾患と急性期の精神疾患の区分けを急性期のほうへ特化していきたいということをございますので、上林記念病院・いまいせ心療センター等の他の精神病床がございますので、全</p>

<p>一宮市医師会長 野口 良樹（議長）</p>	<p>体的には、この地区は、まだ精神病床は多いほうではないかと思っております。</p> <p>他に、ご意見、ご質問がなければ、議題1の「病床整備計画について」は、承認としてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>一宮市医師会長 野口 良樹（議長）</p>	<p>それでは、承認とします。</p>
<p>一宮市医師会長 野口 良樹（議長）</p>	<p>それでは、伊藤委員・上林委員に入室していただいでください。</p> <p>伊藤委員・上林委員が席にお戻りいただきましたので、先程の審議結果をお伝えします。</p> <p>議題1 病床整備計画につきましては、承認という審議結果になりました。</p>
<p>一宮市医師会長 野口 良樹（議長）</p>	<p>議題としては、この議題 1つだけですので、これで終わります。</p> <p>つづきまして、報告事項に入ります。</p>
<p>一宮市医師会長 野口 良樹（議長）</p>	<p>報告事項1から6の報告の後、質問等の時間をとらせていただきますので、よろしくお願ひします。</p>
<p>一宮市医師会長 野口 良樹（議長）</p>	<p>それでは、報告事項の1 あいち健康福祉ビジョンについて 事務局から報告をお願いします。</p>
<p>県医療福祉計画課 横井 満主任主査</p>	<p>医療福祉計画課の横井と申します。</p> <p>「あいち健康福祉ビジョン」について、資料2により説明させていただきます。</p> <p>このあいち健康福祉ビジョンについてでございますが、これは、本年6月6日に決定・交表いたしましたあいち健康福祉ビジョンでございますが、このビジョンの策定にあたりましては、昨年この地域でも開催させていただきました8月の圏域会議におきまして、骨子それか</p>

ら昨年度2月の圏域会議におきましては原案のほうを説明させていただいたところです。

その2月の原案におきまして、基本理念の決定あるいは東日本大震災を受けまして震災対策の追加、新たに、知事になりました大村知事のマニフェストの反映なども踏まえ充実いたしまして策定いたしましたところがございます。

それでは、資料をご覧ください。

1ページの「第1章 ビジョンの策定」でございます。平成22年度で「21世紀あいち福祉ビジョン」の計画期間が終了いたしましたので、超高齢社会の到来や少子・人口減少社会の到来など、様々な社会状況の変化を踏まえた上で、新たに医療分野を含め、健康福祉分野全体を対象とした、新しいビジョンを策定したものでございます。

計画期間は平成23年度から27年度までの5年間となっておりますが、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度を見据えたビジョンとしております。

「第2章 基本とする考え方」でございますが、基本理念として、目指すべき健康福祉社会像を「ともに支え合う安心・健やかで幸せなあいち～『あいち健幸社会』の実現」としております。

人と人とのつながり・支え合いによりまして、保健・医療・福祉がまちのすみずみまで行き届き、誰もが健やかで幸せに暮らせる社会を「健幸社会」と名付け、こうしたあいちの実現を目指すものでございます。

次に「第3章 施策の方向」でございますが、ここに記載されました

「①高齢者がいきいきと暮らせる社会へ」から「健康福祉の地域力が充実した社会へ」の6つの柱にまとめております。

資料の2ページをご覧ください。

これ以降は、「第3章 施策の方向」のそれぞれの柱ごとに、左側に「課題と方向性」、右側に「県の主要な取組」をまとめてございます。

右側の「県の主要な取組」の方をご覧ください。

「第1節 福祉」の「① 高齢者がいきいきと暮らせる社会へ」では、地域包括ケア体制の充実や、急増すると見込まれます認知症高齢者への対応、あいち介護予防支援センターによる介護予防プログラムの開発・普及などを進めてまいります。

その下の「② 子どもと子育てにあたたかい社会へ」では、若者の就労支援、結婚支援を進めるほか、自宅で子どもを育てている家庭への支援や児童虐待防止対策など、すべての子ども・子育て家庭への切れ目ない支援に取り組んでまいります。

3ページをご覧ください。

「③ 障害のある人が安心して暮らせる地域社会へ」では、心のバリアフリーの推進や心身障害者コロニーの再編、第二青い鳥学園の再整備、グループホーム・ケアホームの運営助成など、障害のある人の地域生活の支援を進めてまいります。

次にその下の「第2節 保健・医療」の「① 誰もが健康で長生きできる社会へ」では、あいち健康の森を活かした健康づくりをこれまで以上に進めてまいります。また、うつやひきこもり、自殺への対応といったこころの健康の保持増進にも取り組んでまいります。

4ページをご覧ください。

「② 必要な医療が受けられる社会へ」では、医師育成・派遣システムの構築などの医療従事者の確保、救急医療や災害医療の体制の整備、NICUの整備などによる安心して出産・子育てができる医療体制の確保、また、死亡原因の第1位であるがんへの対応などにも取り組んでまいります。

最後の「第3節 地域」の「健康福祉の地域力が充実した社会へ」でございますが、この度の東日本大震災に見られますように、これからは行政のみならず、地域の多様な主体が連携・協働し、支え合っていくことが重要でございます。これを「新しい支え合い」と名付け、推進してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

<p>一宮市医師会長 野口 良樹(議長)</p>	<p>報告事項の2 地域医療再生計画について 事務局から報告をお願いします。</p>
<p>県医療福祉計画課 横井 満主任主査</p>	<p>資料3により、地域医療再生計画について、説明させていただきます。</p> <p>この地域医療再生計画につきましては、今年2月に開催しました圏域会議において骨子案を説明させていただき、ご意見をいただいたところでございますが、6月に県としての計画案をとりまとめ、国に提出いたしましたので、その計画案の概要についてご説明させていただきます。</p> <p>1ページをご覧ください。</p> <p>地域医療再生計画につきましては、資料の下の※印にありますように、平成21年度に、尾張地域と東三河地域を対象とした計画を策定しております。</p> <p>このときは原則2次医療圏を対象地域とした計画の策定が求められたわけでございますが、今回は、枠で囲ったところに記載してありますように、3次医療圏である県全域を対象とした計画を策定しております。</p> <p>県におきましては、「地域医療連携のための有識者会議」において議論を重ねますとともに、医療圏ごとに開催した圏域ワーキング及び圏域推進会議においても随時ご意見をいただき、その後、4月には一般県民を対象にパブリックコメントも実施し、国が定めます上限値である120億円の事業内容で計画案をとりまとめ、6月16日に国に提出しております。</p> <p>現在は、国に設置された有識者会議において、各都道府県の再生計画を審査しているところであり、8月末には都道府県ごとの交付額が内示され、これにより各都道府県の再生計画が確定することになる予定でしたが、現時点では国からの内示はございません。国のほうで審査するための有識者会議の開催が遅れておまして、今のかたちでいきますと約1か月ぐらい内示が延びるのではないかとされています。したがって、今、現在国における審査中ということでございまして、現時点ではあくまで案であり、計画に記載された事業が全て実施さ</p>

れる訳ではございませんが、県としては満額の交付となるよう、国に必要性を訴えていきたいと考えております。

それでは、計画の概要について、2ページ以降で順次御説明いたします。

次のページをご覧ください。

今回策定した計画案は、「小児・周産期等医療体制の構築」、「救急医療体制の構築」、「精神医療体制の構築」の、大きく3つの柱立てから成り立っております。

次のページをご覧ください。

まず1つ目の「小児・周産期等医療体制の構築」についてでございます。

図の左上でございますが、「小児救急医療対策」として、「あいち小児保健医療総合センター」が、県の小児救急医療全般に対応する病院となるよう、P I C Uなどの整備を計画しております。

さらに、左下でございますが、医療圏ごとに救命救急センターを中心とした受入体制を整備するため、必要な設備整備を行うとともに、1次救急対応として休日急病診療所の施設整備についても計画に加えております。

また、周産期医療につきましては、総合周産期母子医療センターにおけるM F I C Uの整備や、地域周産期母子医療センターにおけるN I C U、G C Uの整備などを予定しております。

一方、右上になりますが、春日井にあります県立の心身障害者コロニーにおきましては、小児センターとの機能再編を行い、今まで小児センターが担ってきた児童精神科分野をコロニーに統合することにより、発達障害を始めとした障害児医療の拠点施設として再整備を行うとともに、県内の障害児医療に係るネットワークを構築することとしております。

そして、小児救急、周産期、障害児医療に従事する医師を養成するため、大学に寄附講座を設置することも計画に加えております。

次のページをご覧ください。

救急医療体制の構築につきましては、前回の再生計画で

は十分な対策を講じることの出来なかった知多半島医療圏における救急医療体制の確保のため、様々な取り組みを行うこととしております。

具体的には、図の左側でございますが、東海市民病院と知多市民病院の再編統合を支援するとともに、半田市立半田病院と常滑市民病院の医療連携を推進するため、常滑市民病院の建替えに合わせた連携支援病床の整備、半田病院のドクターカーの整備への助成を計画に位置付けております。

また、右側の図でございますが、全医療圏を対象とした事業として、急性期以後、在宅に至る流れの中での各医療機関の機能分担・連携について検討を行うとともに、そこで位置づけられた医療機関の施設整備への助成について、計画に加えております。

さらに、災害医療対策として、東日本大震災を受け、震災等の緊急時において地域の基幹となる医療機関が役割を果たせるよう、自家発電施設の整備を行うことを計画に加えたところでございます。

なお、救急医療対策につきましては、5 Pをご覧ください。

圏域を越えた医療連携のモデル構築ということで、救急医療につきましては、基本的に2次医療圏単位とした体制整備を進めているところですが、圏域を越えた医療連携も必要ではないかと考えておりました、特に、尾張西部医療圏と海部医療圏を対象としました圏域を越えた医療連携圏モデルを構築してまいりたいということでそのためにこちらに記載しました4病院を中心にした合同ワーキンググループなどを設けまして、医療連携のあり方について検討してまいりたいといった取り組みも今回計画をくわえているところでございます。

次のページをご覧ください。

最後に精神医療体制の構築でございます。

精神科救急医療において特に問題となっております、精神・身体合併症患者の対応を確実にを行うため、尾張地域においては藤田保健衛生大学病院、三河地域においては豊川市民病院に身体合併症患者受入のための病床整備を

	<p>行うとともに、その運営費を支援することを計画しております。</p> <p>また、認知症疾患対応として、認知症疾患医療センターの整備を進め、現在すでに指定を受けている国立長寿医療研究センターとの連携により、急増する認知症患者への対応を行う取り組みを加えております。</p> <p>愛知県の人口規模からみると全県で9か所の認知症疾患医療センター指定が必要とされています。それを、今年度進めてまいりたいと考えております。</p> <p>指定しました医療機関に対しまして、運営費の助成等を再生計画の基金から考えていきたいというふうに計画しております。</p> <p>さらに、精神科医も全県的に不足していることから、精神科医の養成を行うための寄附講座の設置も計画しております。</p> <p>以上の取り組みについて、事業ごとの基金からの交付額を一表にまとめたものが、7・8Pとなっております。最初に説明しましたとおり、現在、国において審査中ということで県にどれだけ交付されるか不明ですが、少しでも多くの事業をいたしまして、県内の地域医療再生をはかってまいりたいと考えております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>一宮市医師会長 野口 良樹(議長)</p>	<p>報告事項の3 第5期愛知県高齢者保健福祉計画の策定について 事務局から報告をお願いします。</p>
<p>県高齢福祉課 三寄 章司主任主査</p>	<p>高齢福祉課の三寄と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは資料4をご覧ください。</p> <p>本年度、策定いたします第5期の愛知県高齢者保健福祉計画について、説明をさせていただきます。</p> <p>この高齢者保健福祉計画につきましては、まず、「1の目的、計画の性格」のところに記載させていただきましたが、この計画は、県や市町村における総合的な高齢者の保健福祉の推進や介護保険制度の円滑な運営を図る</p>

ための、総合的かつ具体的な指針、となるもので、ございます。

次に「2の根拠と3の経緯等」についてで、ございますが、この計画につきましては、介護保険法に基づく介護保険事業支援計画と、老人福祉法に基づく老人福祉計画、この2つの法定計画を一体としたもので、平成12年度の介護保険制度のスタートに合わせて第1期の計画を策定して以来、3年ごとに策定してきておまして、今回策定するものは、第5期の計画となります。

なお、県と同様に市町村でも、介護保険事業計画と老人福祉計画、この2つを一体した計画を策定することとなっております。策定に当たりましては、県と市町村とで、十分に調整を行い、整合を図っていくこととしております。

また、第4期までは、高齢者保健福祉計画としておりましたが、さきほど説明のありました、この計画の上位計画であります愛知健康福祉ビジョン名称にあわせて第5期からは高齢者健康福祉計画と名称を変更する予定となっております。

次に、「4の計画期間」でございます。第5期計画の計画期間につきましては、来年度、平成24年度から26年度までの3年間でございます。

「5の第4期計画の主な内容」では、現在の第4期計画で、定めることとなっている事項について、記載しております。

まず、介護保険事業支援計画では、①から④項目となっております。

また、老人福祉計画としましては、①から③の項目となっております。

愛知県の計画では、こういった項目以外に、認知症高齢者支援対策や高齢者の見守り支援などにつきましても、記載しているところでございます。

次に、資料の 右側をご覧くださいと存じます。

6 策定スケジュールで、ございます。

まず、このスケジュール表の左の欄、「国」の7月の箇所、基本指針改正案の提示と記載しております。この

基本指針は、正式には、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」というもので、この基本指針に即して、県では、介護保険事業支援計画を、市町村では、介護保険事業計画の策定を行わなければならないと介護保険法に規定されているものでございます。

この基本指針の改正案が、7月11日に国の会議において示されました。

この内容については、後ほど、説明させていただきますが、この第5期計画に向けた基本指針の改正案が示されたことによりまして、県・市町村では、計画策定の作業が本格化してまいりました。

県では、今後、市町村との調整を図りながら、医療・福祉関係団体、保険者代表、被保険者代表、学識経験者で構成します計画策定検討委員会を検討委員会を開催いたします。すでに第1回目は先週の8月23日に開催しておりまして、あと2回程度開催するとともに、パブリックコメントによりまして、県民の方々のご意見をいただき、年度末には、策定・公表を行いたいと考えております。

恐れ入りますが、ページを1枚おめくりいただきまして、資料の2枚目をご覧くださいと思います。

これが、先ほど、触れさせていただきました、「第5期介護保険事業計画の基本指針案」の概要で、ございます。

まず、「1 基本的な考え方」では、団塊の世代の方々が65歳以上の高齢者となります、平成27年度を迎えるまでに、「介護保険制度の持続性を維持しつつ、高齢者の生活機能の低下を未然に防止し、維持向上させるために介護予防の推進体制」を確立することが必要との考えから、平成18年度を初年度とします第3期計画から、平成26年度を最終年度とする第5期計画まで、この取組を進めることとなっております。

また、平成27年度以降を迎えることとなります、地域における高齢化のピーク時において、目指すべき地域包括ケアを構築することを念頭に、今後、段階的に取組内

容を充実させていく出発点が、この第5期計画でありまして、第5期計画の位置づけは、重要なものとなっております。

次に、資料の右側をご覧頂きたいと存じます。

3 市町村介護保険事業計画では、市町村計画に関する主な変更点を記載しております。

まず、今般の介護保険法等の一部改正で、地域の自主性及び自立性を高めるための見直しが行われておりまして、計画でも記載事項が、義務記載事項と任意記載事項とに区分されました。

義務記載事項につきましては、「日常生活圏域の設定」、「介護保険サービスの見込み量」、「地域支援事業の見込み量」の3つでございまして、その他は任意記載事項とされました。

次に、3つ目の丸印のところでは、今後、地域で必要と考えられます「認知症支援策の充実」、「医療との連携」、「高齢者の居住に関する連携」、「生活支援サービス」の4項目につきまして、地域の実情に応じて優先すべき重点事項を選択し、取り組むことができるように、項目が追加されました。

また、要介護者等の実態把握としまして「日常生活圏域ニーズ調査の実施」、他の法定計画との調和として「居住に関する事項を定める計画」などの項目が追加されております。

最後に、4の都道府県介護保険事業支援計画に関する主な変更点でございます。

記載事項につきましては、市町村計画と同様、義務記載事項と任意記載事項に区分されております。

義務記載事項としましては、「サービスの見込み量」と「老人福祉圏域の設定」の2項目で、その他第4期で定められていた項目は任意記載事項となりまして、そのほかに、「財政安定化基金の取り崩しに関する事項」や「居住に関する事項を定める計画との調和」などの項目が新たに加わっております。

説明は、以上でございます。

<p>一宮市医師会長 野口 良樹(議長)</p>	<p>報告事項の4 第3期愛知県障害福祉計画の策定について 事務局から報告をお願いします。</p>
<p>県障害福祉課 奥澤 誠子主幹</p>	<p>県障害福祉課 奥澤と申します。 私からは、報告事項4の「第3期愛知県障害福祉計画の策定について」ご説明させていただきます。 お手元の資料5をご覧ください。 「1 障害福祉計画について」でございます。 障害福祉計画の根拠法は、障害者自立支援法でございます。国の基本指針に則しまして、障害福祉サービス、相談支援、そして、地域生活支援事業の提供体制の確保等に関する計画を策定することとされております。 計画期間は3年間ということで、これまで、第1期、第2期と計画を策定して参りましたが、今年度は第2期計画の最終年度でございますので、来年度、24年度から26年度までの3年間の第3期計画の策定準備を現在進めているところでございます。 次に、「2 第2期障害福祉計画の概要」についてでございます。 現行の計画の概要を説明させていただきます。 県の障害福祉計画の基本理念は、資料の左側一番下の囲みでございますように、「自立と自己実現を支える福祉」でございます。 また、第2期愛知県障害福祉計画の基本的考え方でございますけれども県内のどこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにします。始め5つの考え方に基づきまして、必要な障害福祉サービスや相談支援等の見込み量を設定し、地域において適切なサービスを提供できる体制の整備に計画的に取り組むこととしております。 さらに、「(3) 障害福祉計画が目指す目標」についてでございます。資料右側の一番下の囲み「第2期愛知県障害福祉計画の数値目標」をご覧ください。 まず、1番目の目標でございます「福祉施設入所者の地域生活への移行」につきましては、平成17年10月1日現在の施設入所者数が4,385人おられまして、その15%</p>

に相当します 640 人の方が平成 23 年度末までに地域生活に移行されることを目標としております。

次に 2 番目の「入院中の精神障害者の地域生活への移行」でございます。平成 18 年 6 月 30 日現在の退院可能な精神障害者の方の数は 1,000 人おられまして、この数字を元に平成 19 年度から 23 年度末までに退院される方の目標数を 835 人と致しまして、社会的入院を余儀なくされている方の退院促進を進めてまいります。

次の 3 番目の目標でございます。

「福祉施設から一般就労への移行」につきましては、平成 17 年度 1 年間の一般就労への移行者数が 118 人でございます。この約 4 倍に当たります 480 人の方が、平成 23 年度 1 年間に一般就労へ移行されることを目標としております。

つづきまして、平成 24 年度から 26 年度までの 3 年間の計画期間と致します「第 3 期障害福祉計画を今年度中に策定してまいります。

この障害福祉計画は、先ほど申しました国の基本指針、厚生労働省の告示として示されるものですが、この指針に則してつくることとされておりますが、まだ、第 3 期障害福祉計画策定用の基本指針の改正は行われておりません。今年開催されました厚生労働省の会議での説明を基に、簡単にご説明申し上げます。

厚生労働省の会議で示された考え方といたしましては、第 3 期計画では、必要な時点修正は行いますが、基本理念、基本的な考え方等については、変更しないということで説明を受けております。計画期間は、平成 24 年度から 26 年度までの 3 年間でございますけれども、障害者自立支援法が根拠法と申しましたが、この法律を廃止して、新しく障害者総合福祉法を策定されることが現在検討されておまして、平成 25 年 8 月までの施行を目指しておりますので、26 年度末までの計画期間中に、第 3 期計画の見直しを行う必要がでてくる可能性がございます。

また、計画では、大きな柱として 3 つの数値目標を掲げておりますけれども、そのうち「施設入所者の地域生活

への移行に関する数値目標」については、具体的に厚生労働省から案が示されております。

中ほどの(2)のアのところにございますけれども、これによりますと、平成 17 年 10 月 1 日を基本時点といたしまして、終了時点が平成 26 年度末ということで、平成 17 年 10 月時点の施設入所者の 3 割以上が、平成 26 年度末には地域生活に移行されることを目標とするというものでございます。

この 3 割の考え方ですが、この囲みの中に記載してございますが、平成 22 年 10 月 1 日在の過去 5 年間の地域生活移行率の実績が、全国平均で 16.6%でありまして、この数字から平成 26 年度末までの推計値をあげると、約 30%になるということでございます。

ただし、愛知県におきましては、平成 22 年 10 月 1 日現在での地域移行率は 9.7%と、全国平均を大きく下回っていることから、今後、本県としては、どのような数値目標を設定するかまた、一層の地域移行の促進をはかるためにどういった施策が必要かといったことについて障害者施策推進協議会等のご意見も伺いながら検討してまいります。

それから、2 つ目の退院可能精神障害者の減少に関する目標でございますが、イに書いてございますが、これにつきましては、考え方を厚生労働省がこの夏を目途に示すということを聞いております。

それから、3 番目の目標のウでございますが、一般就労への移行につきましては、これは 1 期計画・2 期計画と同様に、平成 17 年度の一般就労移行者数の 4 倍を基本として数値目標設定することとされております。必要となるサービスの見込量につきましては、今年度中に、全ての施設が障害者自立支援法に基づきます新体系に移行することや、それから、昨年 12 月に障害者自立支援法が一部改正されましたが、その内容を踏まえまして、市町村において必要となるサービスの量を適切に見込んでいただいた上で、それを県として積み上げる作業をやってまいります。

この資料にはございませんけれども、策定までのスケジ

<p>一宮市医師会長 野口 良樹（議長）</p> <p>県医務国保課 小坂 高弘主査</p>	<p>ユールとしましては、今後9月頃に示される予定の厚生労働省の改正基本指針に則しまして県の素案を作成いたしましたしまして、市町村さんへヒヤリングを行いますとともに、障害者施策推進協議会におきまして随時検討を行いまして、パブリックコメントで県民の皆様の見解も反映させたいと、年度末には策定を完了する予定でございます。</p> <p>以上で、第3期障害福祉計画の策定に関する説明を終わらせていただきます</p> <p>報告事項の5 平成23年度医療連携体制推進事業の実施について事務局から報告をお願いします。</p> <p>愛知県健康福祉部医務国保課の小坂と申します。それでは、報告事項5「平成23年度医療連携体制推進事業の実施について」説明させていただきます。失礼ですが、掛けて説明させていただきます。</p> <p>それでは資料6をご覧ください。この事業につきましては、かかりつけ医の定着、患者紹介率の向上、平均在院日数の短縮等を目標に掲げ、平成18年度まで実施していた「医療機能分化推進事業」にかわるものとして、医療の質の向上及び医療提供体制の効率化を図るという目的を一層推進し、急性期から回復期、在宅医療に至るまでの適切な医療サービスを切れ目なく提供するために、平成19年度から実施しており、当初は3か年を目途に実施してまいりましたが、延長して、今年度も継続して実施しております。</p> <p>事業内容につきましては、2にございますように、「糖尿病教育入院予約システム」の普及啓発及び運用改善と、「糖尿病食献立サイト」による糖尿病食の情報の提供により、「糖尿病対策」に関する医療連携体制の構築を図ることを目的としておりまして、平成19年度からこのシステムの受入病院であります藤田保健衛生大学病院が所在する、この尾張東部医療圏において実施しております。</p> <p>なお、今年度より他の医療圏においても糖尿病に係る病</p>
--	--

	<p>診連携を図り、「糖尿病教育入院予約システム」や「糖尿病食献立サイト」の利用実績を上げられるよう、尾張東部医療圏に尾張西部及び海部医療圏を加え、3医療圏において事業を実施することとなりました。</p> <p>具体的には、資料の2ページ、実施要領2の(1)に記載しておりますとおり、システム普及啓発説明会やシステム機能向上委員会の開催を通じた糖尿病対策の医療連携体制の構築でございます。</p> <p>事業の実施状況でございますが、「糖尿病教育入院予約システム」の受入れ病院については、尾張東部圏域の藤田保健衛生大学病院及び公立陶生病院を中心に、他に名古屋市内の川名病院及び尾張北部圏域の東海記念病院に協力していただき加わっていただいておりますが、「糖尿病教育入院予約システム」の利用による入院予約は、平成22年度においては実績が1件と芳しくありませんでしたが、「糖尿病食献立サイト」のアクセス件数については、6,439件と実績が上がっております。</p> <p>なお、「糖尿病教育入院予約システム」の内容につきましては、お手元にお配りしておりますリーフレットに簡潔に記載されておりますので、こちらをご参照いただければと思います。</p> <p>簡単ではありますが、私からの報告は以上でございます。どうか、今年度も当事業の推進につきまして、ご協力よろしく願いいたします。</p>
<p>一宮市医師会長 野口 良樹(議長)</p>	<p>報告事項の6 医療計画に記載されている医療機関名の更新について、事務局から報告をお願いします。</p>
<p>一宮保健所次長 石川 明雄</p>	<p>それでは、報告事項6「医療計画に記載されている医療機関名の更新について、説明いたします。資料7をご覧ください。</p> <p>医療計画には4疾病5事業の医療連携体系図を作成しており、各医療機能を担う医療機関名を「別表」に記載しております。</p> <p>しかし、医療機関の状況は、常に変わるものでありますので、少なくとも年1回は調査を実施し、医療機関名</p>

<p>一宮市医師会長 野口 良樹(議長)</p>	<p>の更新をするものとしております。 現在公表しております別表の「周産期医療機関」の項目には、平成22年6月1日時点の分娩または健診を実施している医療機関の状況を記載しておりますが、本年6月1日時点の状況を各医療機関に調査いたしましたところ、表中の見え消し線を引いております医療機関から分娩を取りやめ、今後は、健診のみを実施するという回答をいただきました。 今回の会議のご了承をいただきましたら、今後、愛知県医療審議会医療計画部会に諮った後、県ホームページに掲載し、公表したいと考えております。 なお、がん、脳卒中、心筋梗塞等、その他別表に記載している医療機関名につきましては、年度後半期に平成22年度の手術実績等を集計いたしまして、今年度末頃に更新を行いたいと考えております。 簡単ではございますが、説明は以上です。</p> <p>ただいま報告事項1から6について報告がありましたが、ご質問等がありましたら、お願いします。</p>
<p>稲沢市医師会長 田中 一馬</p>	<p>資料5の第3期愛知県障害福祉計画の策定についてのところですが、今、私は、障害者自立支援の審査会の委員をやっているのですが、資料5の右下の第2期愛知県障害者福祉計画の数値目標のところがあって、たとえば①福祉施設入所者の地域生活への移行で平成17年10月1日現在の施設入所数4385人で23年度末までに640人を地域生活への移行者数目標としているということで、①、②、③について現状では何人ぐらい退所するなり移行したりしているのでしょうか。 数字はわかりますか。</p>
<p>県障害福祉課 奥澤 誠子主幹</p>	<p>平成22年度末の実績がでておりまして、この移行実績ですと407の方が地域へ移行しておられます。</p>
<p>稲沢市医師会長 田中 一馬</p>	<p>②の精神障害者の地域生活への移行ということで施設から退院されている方の現状は何人ぐらいですか</p>

<p>県障害福祉課 奥澤 誠子主幹</p>	<p>退院者数の実績は、これも22年度末でございますが、1370人でございます。 平成18年6月30日現在の退院の方が1000人ということですが、それ以降に入院された方で退院された方もこの退院数の実績に入っておりますので1000人を上回る数字となっております。</p>
<p>稲沢市医師会長 田中 一馬</p>	<p>③福祉施設から一般就労への移行についてはいかがでしょうか</p>
<p>県障害福祉課 奥澤 誠子主幹</p>	<p>③番ですけれど22年度に一般就労に移行された方は308人でございます。</p>
<p>稲沢市医師会長 田中 一馬</p>	<p>ありがとうございました</p>
<p>一宮市医師会長 野口 良樹(議長)</p>	<p>他に、ご質問がなければ、これで予定の議事は終了しました。事務局、その他として何かありますか</p>
<p>一宮市医師会長 野口 良樹(議長)</p>	<p>他にご意見等もないようですので、これをもちまして、議事を終了させていただきます。 皆様の御協力により、議事が円滑に進みましたことを御礼申し上げます。ありがとうございました。</p>
<p>一宮保健所次長 石川 明雄</p>	<p>ありがとうございました。 閉会にあたり一宮保健所長からご挨拶申し上げます。</p>
<p>一宮保健所長 松本 一年</p>	<p>それでは、私のほうから一言お礼申し上げます。 先ず、野口先生には、議長ありがとうございました。 また、皆様には、本日は報告が多くて大変申し訳ございませんでしたが、長時間にわたりまして、誠にありがとうございました。 今後も保健医療福祉の一層の充実に向けて取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、引き続きご支援、ご協力いただきますようよろしくお願いしまして、閉会のお礼の言葉とさせていただきます。本日は誠</p>

<p>一宮保健所次長 石川 明雄</p>	<p>にありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、平成23年度第1回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議を終了させていただきます。なお、資料1につきましては、回収させていただきますので、机に置いたままでご退席くださいますようお願いいたします。</p>
--------------------------	---